

| 変更前 | 変更後 |
|--|--|
| <p>2. (定義)</p> <p>c. 外国にある当行の支店または他の金融機関を支払人として、送金依頼人が指定する者を受取人とする送金小切手を送金依頼人または受取人に対して交付すること。</p> | <p>2. (定義)</p> <p>(削除)</p> |
| <p>3. (送金の依頼)</p> <p>(1)</p> <p>①送金の依頼は、<u>窓口営業時間内</u>に受け付けます。</p> | <p>3. (送金の依頼)</p> <p>(1)</p> <p>①送金の依頼は、<u>当行所定の受付時間内</u>に受け付けます。</p> |
| <p>4. (送金委託契約の成立と解除等)</p> <p>(2) 前項により送金委託契約が成立したときは、当行はその契約内容に関して、外国送金依頼書控等を交付し、<u>送金小切手の場合には、併せて送金小切手を送金依頼人または受取人に対して交付</u>します。なお、この外国送金依頼書控等は、解除や組戻しの場合など、後日提出していただくことがありますので、大切に保管してください。</p> | <p>4. (送金委託契約の成立と解除等)</p> <p>(2) 前項により送金委託契約が成立したときは、当行はその契約内容に関して、外国送金依頼書控等を交付します。なお、この外国送金依頼書控等は、解除や組戻しの場合など、後日提出していただくことがありますので、大切に保管してください。</p> |
| <p>4. (送金委託契約の成立と解除等)</p> <p>(3) 第1項により送金委託契約が成立した後においても、当行が関係銀行に対して支払指図を発信する前<u>または送金依頼人に対して送金小切手を交付する前</u>に次の各号の事由の一にでも該当すると認めるときは、当行から送金委託契約の解除ができるものとします。この場合、解除によって生じた損害については当行は責任を負いません。</p> | <p>4. (送金委託契約の成立と解除等)</p> <p>(3) 第1項により送金委託契約が成立した後においても、当行が関係銀行に対して支払指図を発信する前に次の各号の事由の一にでも該当すると認めるときは、当行から送金委託契約の解除ができるものとします。この場合、解除によって生じた損害については当行は責任を負いません。</p> |
| <p>5. (支払指図の発信等)</p> <p>(1) 当行は、送金委託契約が成立したときは、前条第3項により解除した場合を除き、送金の依頼内容にもとづいて、遅滞なく関係銀行に対して支払指図を発信し、<u>または送金小切手を送金依頼人または受取人に対して交付</u>します。</p> | <p>5. (支払指図の発信等)</p> <p>(1) 当行は、送金委託契約が成立したときは、前条第3項により解除した場合を除き、送金の依頼内容にもとづいて、遅滞なく関係銀行に対して支払指図を発信します。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>9. (取引内容の照会等)</p> <p>(2) 当行が発信した支払指図または交付した送金小切手について、関係銀行から照会があった場合には、送金の依頼内容について送金依頼人に照会することがあります。この場合には、すみやかに回答してください。当行からの照会に対して、相当の期間内に回答がなかった場合または不適切な回答があった場合には、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> | <p>9. (取引内容の照会等)</p> <p>(2) 当行が発信した支払指図について、関係銀行から照会があった場合には、送金の依頼内容について送金依頼人に照会することがあります。この場合には、すみやかに回答してください。当行からの照会に対して、相当の期間内に回答がなかった場合または不適切な回答があった場合には、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> |
| <p>9. (取引内容の照会等)</p> <p>(3) 当行が発信した支払指図または交付した送金小切手について、関係銀行による支払指図の拒絶等により送金ができないことが判明した場合には、当行は送金依頼人にすみやかに通知します。この場合当行が関係銀行から送金に係る返戻金を受領したときには、直ちに返却しますので、第11条に規定する組戻しの手続きに準じて、当行所定の手続きをしてください。</p> | <p>9. (取引内容の照会等)</p> <p>(3) 当行が発信した支払指図について、関係銀行による支払指図の拒絶等により送金ができないことが判明した場合には、当行は送金依頼人にすみやかに通知します。この場合当行が関係銀行から送金に係る返戻金を受領したときには、直ちに返却しますので、第11条に規定する組戻しの手続きに準じて、当行所定の手続きをしてください。</p> |
| <p>10. (依頼内容の変更)</p> <p>(1)</p> <p>① 変更の依頼にあたっては、当行所定の内容変更依頼書に、外国送金依頼書に使用した署名または印章により署名または記名押印のうえ、第4条第2項に規定する外国送金依頼書控等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。<u>なお、送金小切手が送金依頼人または受取人に対して交付されている場合には、その送金小切手も提出してください。</u></p> | <p>10. (依頼内容の変更)</p> <p>(1)</p> <p>① 変更の依頼にあたっては、当行所定の内容変更依頼書に、外国送金依頼書に使用した署名または印章により署名または記名押印のうえ、第4条第2項に規定する外国送金依頼書控等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。</p> |
| <p>11. (組戻し)</p> <p>(1)</p> <p>① 組戻しの依頼にあたっては、当行所定の組戻し依頼書に、外国送金依頼書に使用した署名または印章によ</p> | <p>11. (組戻し)</p> <p>(1)</p> <p>① 組戻しの依頼にあたっては、当行所定の組戻し依頼書に、外国送金依頼書に使用した署名または印章に</p> |

| | |
|---|--|
| <p>り署名または記名押印のうえ、第4条第2項に規定する外国送金依頼書控等とともに提出してください。この場合当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。</p> <p><u>なお、送金小切手が送金依頼人または受取人に対して交付されている場合には、その送金小切手も提出してください。</u></p> | <p>より署名または記名押印のうえ、第4条第2項に規定する外国送金依頼書控等とともに提出してください。この場合当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。</p> |
| <p>(追加)</p> | <p><u>17. (規定の変更)</u></p> <p><u>法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢その他諸般の状況の変化その他の理由により本規定を変更する必要があるときは、当行は、変更内容について店頭または当行ホームページへの掲示や郵送等適宜の方法で告知することにより、これを変更できるものとします。かかる変更は、告知において定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p> |
| <p>(追加)</p> | <p><u>18. (規定の準用)</u></p> <p><u>本規定に定めのない事項については、当行の「パワーフレックス取引共通規定」、「パワーフレックス口座円貨預金規定」、「パワーフレックス口座外貨預金規定」および「新生パワーコール規定 (パワーフレックス用)」の他、当行の他の規定の定めるところによるものとします。</u></p> |